

写

27 中生第 809 号  
平成 27 年 8 月 21 日

各県農政主管部長 殿

中国四国農政局生産部長

台風 15 号の接近に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の台風情報（8 月 21 日）によると、現在、台風 15 号が日本列島に接近する見込みとなっており、今後の進路によっては、強風及び大雨による農作物等への影響も懸念されます。

このため、「農業技術の基本指針（平成 27 年改定）」（平成 27 年 3 月 30 日公表）（[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_kihon\\_sisin/sisin27.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html)）及び「日照不足及び長雨並びに夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について」（平成 27 年 7 月 14 日付け 27 中生第 655 号中国四国農政局長通知）を踏まえ、農畜産物の被害を最小限に抑え生育の回復等を図るための適切な対応が行われるよう、貴県関係機関、農業者等に対する特段のご指導方お願いいたします。

なお、豪雨、台風等の異常出水時においては、農作業及び農地・農業用施設の見回りは気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するよう、併せて注意喚起をお願いいたします。

(参考)

27 中生第 655 号

平成 27 年 7 月 14 日

各県知事 殿

中国四国農政局長

日照不足及び長雨並びに夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止  
に向けた技術指導の徹底について

このことについて、平成 27 年 7 月 13 日付け 27 消安第 2324 号、平成 27 年  
7 月 13 日付け 27 生産第 1179 号をもって農林水産省消費・安全局長及び生産局  
長から連名で別添写しのとおり通知がありました。

中国四国地方においても、特に四国地方を中心に、6 月初めから日照時間の少ない  
状態が続いています。また、気象庁の発表（7 月 14 日）によると、現在、強い台風  
11 号が中国四国地方に接近する見込みとなっており、農作物等への影響が懸念され  
るところです。

つきましては、各地域の条件や状況に応じた適切な対応が行われるよう、貴県関係  
機関、農業者等に対する特段の御指導をお願いします。

なお、豪雨、台風等の異常出水時においては、農作業及び農地・農業用施設の見回  
りは気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優  
先に二次災害の防止を徹底するよう併せて注意喚起をお願いします。

(別添写)

27消安第2324号  
平成27年7月13日  
27生産第1179号  
平成27年7月13日

中国四国農政局長 殿

消費・安全局長

生産局長

日照不足及び長雨並びに夏台風の接近及び通過に伴う農作物等の被害の防止に向けた技術指導の徹底について

気象庁発表の気象情報によると、西日本において九州地方を中心に6月初めから降水量が多く日照時間が少ない状態が続いており、また、向こう1ヶ月の降水量もほぼ全国的に多いと見込まれている。また、冬にかけてエルニーニョ現象が続く可能性が高いとの予報が出ていることから、今後、全国的に天候不順となる可能性もあり、農作物等への影響が懸念されるところである。

さらに、日本に接近中の台風11号の影響により、梅雨前線の活動が活発化する可能性があるほか、夏に発生する台風は、秋台風(秋に発生する台風)に比べて動きが遅く、複雑な動きをするものが多いことから、今後とも気象庁が発表する台風情報に留意する必要がある。

これらのことから、「農業技術の基本指針」(平成27年改定)(平成27年3月30日公表)([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g\\_kihon\\_sisin/sisin27.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin27.html))を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、貴局管内の県に対し、技術指導の徹底を図られたい。

また、農業生産活動に役立つ気象情報を一元的に検索することが可能なポータルサイト(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/nougyou/nougyou.html>)を、気象庁と農林水産省が共同で開設したところであるので、産地や生産者に対し、本サイトを活用して、変化する気象状況を把握し的確な対策を講じていただくよう、本サイトの周知を併せてお願いする。

なお、豪雨、台風等の異常出水時においては、農作業及び農地・農業用施設の見回りについては気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないなど、人命を最優先に二次災害の防止を徹底するよう、併せて注意喚起ありたい。

## 記

### I 日照不足、長雨等の天候不順に係る対策

#### 【病害虫防除全般】

1. 日照不足、長雨や低温が続くことにより、農作物に病害が発生しやすくなることから、今後の天候の推移に十分に注意するとともに、ほ場の観察を定期的に行い、農林水産省や都道府県病害虫防除所等から発表される病害虫発生予察情報や技術情報等に基づき、適時適期な防除に努めること。
2. 各地域の病害虫防除の指導機関は、今後の病害虫の発生動向を予測するため、各地域の气象台等から発表される最新の気象情報を収集するとともに、農業者団体、共済組合等関係機関とも密接に連携しながら、気象、農作物の生育、病害虫の発生の状況等の情報の共有に努めること。また、これらの情報を農業者等への的確に提供するとともに、農業者等が行う防除の指導に努めること。
3. 都道府県病害虫防除所等は、病害虫の防除指導に当たり、試験研究機関及び地域農業改良普及センター等その他の関係機関と密接に連携し、病害虫発生予察に係る巡回調査を強化するとともに、的確な病害虫発生予察情報の提供と指導に努めること。
4. 農薬を使用する際には、ラベルに記載された使用基準を遵守し、散布した作物以外の作物等に飛散しないよう対策を講ずること。

(参考) 病害虫の発生に関する情報

農林水産省の病害虫発生予察情報

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104\\_yoho.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html)

都道府県病害虫防除所

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105\\_boujoshou.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujoshou.html)

#### 【水稻】

1. 施肥・防除対策
  - (1) 日照不足による軟弱徒長気味の生育が見込まれる場合は、穂肥については葉色、生育診断等に基づき適期適量の施用を徹底すること。特に、今後の気象の見通しやいもち病の発生状況に十分留意し、窒素質肥料の過剰施用を避けること。
  - (2) 低温・日照不足傾向が見込まれる場合は、葉いもちの適期防除に努めることとし、さらに上位葉への進展がみられる場合には、出穂期を的確に把握して、穂ばらみ期（出穂直前）と穂揃期の防除を確実に実施すること。
2. 用水管理による低温被害軽減対策
  - (1) 今後、幼穂形成期から出穂期までの冷害危険期を迎えることから、低温時（冷害危険期中に日平均気温が20℃を下回る日が長時間続く場合や、短期間でも17℃を下回る場合）には、深水かんがいを徹底すること。
  - (2) 飼料作物他深水かんがいの実施に当たっては、幼穂形成期には10cm以上、穂ばらみ期には20cm程度の水深の確保を基本に、生育進度に合わせて水深を深くするよう農業者に徹底すること。

- (3) 飼料作物他中山間地等用水温が低い地域においては、用水温、水田水温、気温を事前に測定するとともに、昼間止水等により水田の水温及び地温の確保に努めること。
- (4) 出穂開花後は間断かん水により根の活力を維持し、高次分けつも含め登熟の向上を図ること。その際、登熟期の気温、気象条件に即応した通水間隔や落水期を決定することとし、早期落水は厳に抑止すること。

### 3. 冠水被害等を受けたほ場対策

浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努め、特に冠水した場合は、少なくとも葉先だけでも水面に出すように努めること。また、排水後は、白葉枯病等の防除に留意すること。

なお、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していることから、田面の過度な乾燥に注意すること。

#### 【麦類】

1. 成熟期を迎えた地域においては、降雨の影響から品質の低下や穂発芽の発生等が懸念されるため、収穫適期を逃さないよう、ほ場毎の登熟状況を的確に把握し、天気予報に基づいた計画的な収穫作業に努めること。
2. 倒伏や赤かび病等が発生しているほ場は、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うことにより品質確保に特に留意すること。また、乾燥調製施設の荷受け時においても、穂発芽や赤かび病のチェックを入念に行い、被害粒が確認された場合には別に乾燥調製を行い、健全粒との仕分けを徹底すること。
3. 収穫後は速やかに乾燥を行い、半乾貯留（子実水分17%程度以下）を行う場合でも一次乾燥が終わり次第、速やかに仕上げ乾燥を行うこと。
4. 調製に当たっては、粒厚選別機や比重選別機を用いて高品質な麦に仕上げるよう努めること。

#### 【豆類】

1. 長雨、日照不足により生育の遅れがみられる場合には、必要に応じ追肥を行う等により生育量の確保に努めること。特に、土壌の多湿状態が長期間継続すると、土壌中の酸素不足による根粒菌の活性の低下や茎疫病の増加が懸念されるため、排水対策を実施するとともに、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。
2. 浸水や冠水等により再は種を行う場合は、は種晩限に注意しつつ、は種時期に応じは種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。

#### 【園芸作物】

1. 低温・長雨・日照不足の条件下では、生育・着果不良の発生や、病害が多発しやすいので、気象の推移と生育状況に十分留意しつつ、排水対策や病害虫防除対策を徹底すること。また、品目によっては雨よけ対策等を講じること。

2. 特に果樹については、果実の肥大が遅れがみられる場合は、着果状況に応じた的確な摘果を実施するとともに、徒長枝や密生枝のせん定を実施し、寡照下における受光の確保に留意すること。

**【てん菜、ばれいしょ、かんしょ】**

てん菜の褐斑病、根腐病若しくは黒根病、ばれいしょの疫病又はかんしょのつる割病の発生は多湿で助長されるので、被害の発生がみられた場合は、発生状況に応じて薬剤散布やつる割病発病株の抜き取り等を行うこと。また、長雨等で冠水したほ場については、速やかに排水に努めること。

**【飼料作物】**

1. 生育停滞、湿害及び刈り取り適期の逸脱等により、収穫量や品質の低下のおそれがあるため、気象及び生育状況に応じた適切な肥培管理、排水対策や収穫調製に努めること。
2. 牧草等の収穫が遅れる場合には、添加剤の使用等により良質なサイレージ調製に努めるとともに、飼料分析により品質を把握し、適切な飼料給与を図ること。また、適期の追肥により収量を確保すること。

## II 台風に係る対策

### 【全般】

1. 台風が接近、通過する地域にあつては、都道府県、地域農業改良普及センター、病害虫防除所、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、気象庁の台風情報を基に地域に雨、風等によりどのような影響があるか把握しつつ、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
2. 人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨や強風が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
3. 局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことのあるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。  
なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。
4. 台風通過後の対策として、適時適切な防除を心掛けること。特に、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき適期防除に努めること。

### 【水稻】

1. 事前の対策  
台風が接近する前に排水路の詰まり等の点検・補修を行い、冠浸水時の速やかな排水に備えること。
2. 被害拡大防止のための対策
  - (1) 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努めること。
  - (2) 潮風害を受けたほ場では、できる限り速やかに散水により除塩を実施すること。

### 【麦類】

1. 事前の対策
  - (1) 成熟期を迎えた地域においては、極力早期収穫に努めること。収穫後は、早急に乾燥調製施設において一定水準まで半乾燥（子実水分17%程度以下）を行うことにより、貯留段階における品質低下の回避に努めること。
  - (2) 成熟期前の地域においては、事前に排水路の詰まり等の点検・補修を行うなど、冠浸水時の速やかな排水に備えること。
2. 事後の対策
  - (1) 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水に努めること。
  - (2) 倒伏や赤かび病等が発生しているほ場は、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うことにより品質確保に特に留意すること。また、乾燥調製施設の荷受け時にお

いても穂発芽や赤かび病のチェックを入念に行い、被害粒が確認された場合には別に乾燥調製を行い、健全粒との仕分けを徹底すること。

## 【大豆】

### 1. 事前の対策

大雨による冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、ほ場周辺や排水路の点検整備を行うこと。

### 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、生育遅延や根腐れを引き起こし、日照不足と相まって、病害虫に対する抵抗性が弱まるため、病害虫の発生動向に注意し、適切な防除を行うこと。
- (2) は種後の浸水や冠水により出芽数が減少した場合及び生育初期に湿害を受けた場合にあつては、被害を受けた時期や被害程度を勘案し、再は種を行う等、被害の軽減に努めること。また、再は種する時期により生育量が低下し減収することが予想される場合には、は種量を増やす等の対策をとること。
- (3) 土壌の多湿状態が長期間継続すると、土壌中の酸素不足による根粒菌の活性の低下や茎疫病の増加が懸念されるため、排水対策を実施するとともに、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。

## 【園芸作物全般】

### 1. 事前の対策

- (1) 台風が接近する前に施設やほ場周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。
- (2) 温室、育苗・集荷施設等については、強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の防風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。
- (3) 排水が速やかに行われるよう施設周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。
- (4) 潮風害が予想される地域においては、除塩のための水源を確保しておくこと。

### 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 台風が通過した後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。
- (2) 台風通過後の急激な気温の上昇に注意し、施設内の適切な温湿度管理に努めること。
- (3) ほ場や施設が冠水した場合は、排水ポンプや溝切り等によりできる限り速やかに排水を行うこと。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。

## 【野菜】

### 1. 事前の対策

- (1) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努めること。また、台風による風害・潮風害のおそれのある場合には、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。



- (2) 定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。
- (3) は種や定植を予定している場合は、台風の通過前の作業を避け、通過後に行うこと。

## 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- (2) 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- (3) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

## 【果樹】

### 1. 事前の対策

- (1) 強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱、マルチ資材の点検・補修を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体は支柱により補強すること。
- (2) 収穫可能な果実はできる限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。
- (3) 強い風雨が予想される地域では、かんきつかいよう病の発生が懸念されるため、防除基準に基づき、薬剤散布を行うとともに、既に罹病葉等がある場合には、園外へ処分すること。
- (4) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。特にマルチ栽培の場合は、雨水が土中に浸透せず園外への排出量が増加し、土砂崩れや石垣の崩壊等につながる可能性があるため、排水路や排水溝の点検、清掃に留意すること。

### 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り、せん定及び摘果を実施し、生育の回復に努めるとともに、病害虫の防除を適切に実施すること。強風による倒伏や枝裂けが起こった場合には適切な処置を行うこと。
- (2) 落果した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また、落葉した場合は、日焼けや樹脂病等の発生に注意し、被害程度に応じて摘果や白塗剤の塗布等を行うこと。
- (3) 潮風害を受けた場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、直ちに水をかけ除塩作業を行うこと。除塩できずに落葉、落果等の被害を受けた場合には、被害程度に応じて液肥の散布、摘果、白塗剤の塗布等を実施すること。

## 【花き】

### 1. 事前の対策

- (1) 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。

(2) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り等の管理作業に努めること。

## 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がり防止すること。
- (2) 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植え替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。

## 【畑作物・特産物】

### 1. 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じるほか、明きよ等を点検・補修等を行っておくこと。

茶については、摘採期を迎えている場合には、可能な限り、台風が近づく前に摘採を行うこと。

### 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。
- (2) かんしょやばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊茎腐敗等を起こしやすいので、速やかな排水に努めること。また、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。
- (3) てん菜については、ほ場が滞水した場合、生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水又は浸水を避けること。また、過湿により病害の発生が助長されるので、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。
- (4) さとうきびについては、台風の通過後、表土の流出により根浮き等がみられることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。
- (5) 茶については、著しい被害を受けた新芽は、速やかに刈り取りを行うこと。また、天候が回復した後、防霜ファン、茶工場等の施設や資材の点検及び修復を行うとともに、傾斜地茶園の場合は、排水溝、石垣、法面等の点検及び修復を行うこと。
- (6) そばについては、ほ場が滞水した場合、出芽不良や根腐れによる生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水を避けること。

## 【畜産】

### 1. 事前の対策

- (1) 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。
- (2) 大雨による畜産施設への浸水のおそれがある場合、明きよの施工等により排水に努めること。また、畜舎への浸水等により家畜への被害が生じる恐れがある場合には、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電

機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

## 2. 被害拡大防止のための対策

### (1) 飼料作物及び稲わら

ア 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。

イ 収穫期にある飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うよう努めること。また、とうもろこし等の長大作物については、倒伏すると収穫量が減収し、品質が低下するため、倒伏した場合には早めに収穫し、サイレージ調製等を行うよう努めること。

ウ 稲わらの収穫を行う場合は、天候の回復後、速やかにほ場から搬出して乾燥に努めるとともに、付着した土汚れ等を除去した上で飼料に用いるよう努めること。

### (2) 家畜

ア 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うよう努めること。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。

イ 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努めること。

ウ 養分の低下した飼料作物や品質の低下した濃厚飼料の給与をする場合にあっては、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。